## 戸籍の届出の際にもマイナンバーカード (個人番号カード)の変更手続きがあります



種類別の手続き		
こんなとき	戸籍届出の種類	マイナンバーカードに関する必要な手続き
氏や住所が変わったとき	婚姻届	<ul> <li>○マイナンバーカードを持っている方マイナンバーカードの氏名や住所の変更が必要です。届出の際にはマイナンバーカードを市役所へ持参してください。</li> <li>※時間外に届出された場合は、氏名や住所の変更手続きは翌開庁日以降に行ってください。</li> <li>※住民票が東広島市以外の方は、住所地の役所で氏名や住所の変更手続きをしてください。</li> <li>○マイナンバーカードを持っていない方※通知カードの氏名や住所の変更手続きは、現在行っていませんが、廃棄せずに保管しておいてください。</li> <li>※マイナンバー(個人番号)を証明する必要がある場合は、マイナンバー入りの住民票やマイナンバーカードの提示が必要となります。</li> </ul>
	離婚届	
	入籍届	
	養子緣組届	
	養子離縁届	
	氏の変更届	
	復氏届	
	離婚の際に称していた 氏を称する届	
名が変わったとき	名の変更届	
日本国籍を取得したとき	帰化届	
	国籍取得届	
こどもが生まれたとき	出生届	手続きはありません。 届出後、数週間で住民登録されている住所 地に個人番号通知書が送付されます。
家族・親族が亡くなられたとき	死亡届	相続等の手続きで亡くなられた方の個人番号の提出を求められる場合があるため、マイナンバーカードや通知カードは保管しておいてください。



個人番号通知書(見本)



マイナンバーカード(見本)

お問い合わせ先 東広島市 生活環境部 市民課 (082)420-0915 (戸籍の届出について) (082)420-0925 (マイナンバーカードについて)